

中野区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

令和3年度に限り、「スポーツの日」が7月23日となることから、小中学校の学期及び休業日について特例を設ける。

2 改正内容

令和3年度に限り、以下のとおり小中学校の学期及び休業日の特例を設ける。

【附則第5項関係】

		令和3年度	通常
学期	前期	4月1日から 10月10日まで	4月1日から スポーツの日まで
	後期	10月11日から 翌年の3月31日まで	スポーツの日の翌日から 翌年の3月31日まで
休業日	秋季休業日	10月9日及び 同月10日	スポーツの日の前々日から スポーツの日までの日

※ 詳細は、新旧対照表のとおり。

3 施行期日

公布の日

中野区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1章～第4章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和3年度における第3条第1項第1号及び第2号並びに第3条の2第1項第1号及び第2号の規定の適用については、第3条第1項第1号ア中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定するスポーツの日（以下「スポーツの日」という。）」とあるのは「10月10日」と、同号イ中「スポーツの日の翌日」とあるのは「10月11日」と、同項第2号イ中「スポーツの日の前々日からスポーツの日までの日」とあるのは「10月9日及び同月10日」と、第3条の2第1項第1号ア中「スポーツの日」とあるのは「10月10日」と、同号イ中「スポーツの日の翌日」とあるのは「10月11日」と、同項第2号イ中「スポーツの日の前々日からスポーツの日までの日」とあるのは「10月9日及び同月10日」とする。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p>第1号様式～第3号様式 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1章～第4章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>第1号様式～第3号様式 (略)</p>

【参考 附則第5項による読み替え】

読み替え後	読み替え前
<p>(学期及び休業日)</p> <p>第3条 小学校における学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定に基づく学期及び休業日（以下「学期及び休業日」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学期</p> <p>ア 前期 4月1日から<u>10月10日</u>まで</p> <p>イ 後期 <u>10月11日</u>から翌年の3月31日まで</p>	<p>(学期及び休業日)</p> <p>第3条 小学校における学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定に基づく学期及び休業日（以下「学期及び休業日」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学期</p> <p>ア 前期 4月1日から<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定するスポーツの日（以下「スポーツの日」という。）</u>まで</p> <p>イ 後期 <u>スポーツの日の翌日</u>から翌年の3月31日まで</p>

(2) 休業日

ア (略)

イ 秋季休業日 10月9日及び同月10日

ウ～カ (略)

2 (略)

第3条の2 中学校における学期及び休業日は、次のとおりとする。

(1) 学期

ア 前期 4月1日から10月10日まで

イ 後期 10月11日から翌年の3月31日まで

(2) 休業日

ア (略)

イ 秋季休業日 10月9日及び同月10日

ウ～カ (略)

2 (略)

(2) 休業日

ア (略)

イ 秋季休業日 スポーツの日の前々日からスポーツの日までの日

ウ～カ (略)

2 (略)

第3条の2 中学校における学期及び休業日は、次のとおりとする。

(1) 学期

ア 前期 4月1日からスポーツの日まで

イ 後期 スポーツの日の翌日から翌年の3月31日まで

(2) 休業日

ア (略)

イ 秋季休業日 スポーツの日の前々日からスポーツの日までの日

ウ～カ (略)

2 (略)